

長崎市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
【概要版】

令和3年3月

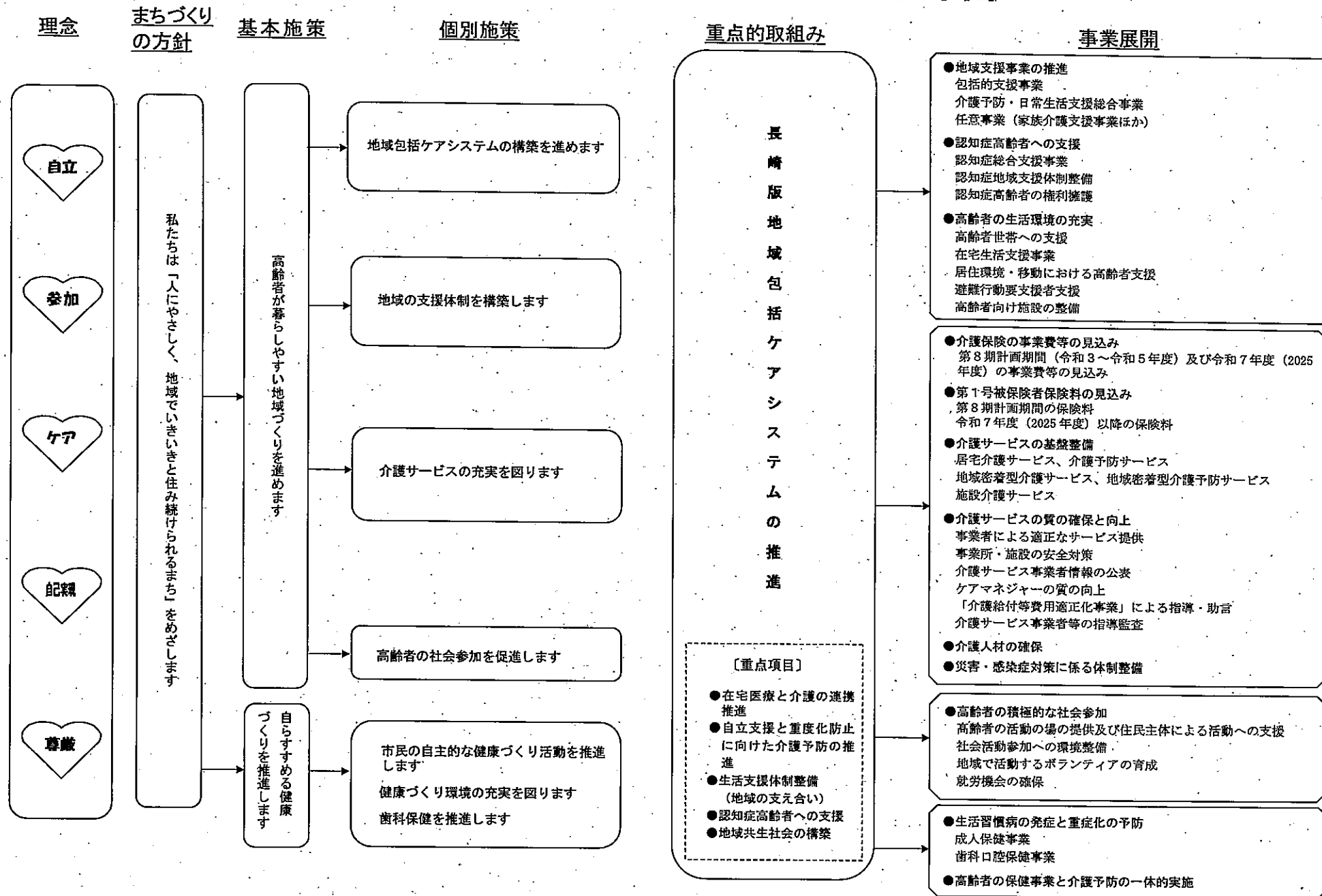
長崎市



— 目 次 —

| | |
|-----------------------------|----|
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系図 | 2 |
| 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは | 3 |
| 2 高齢者施策の基本理念 | 4 |
| 3 介護保険事業の運営にあたっての基本方針 | 5 |
| 4 長崎版地域包括ケアシステムの推進 | 7 |
| 5 日常生活圏域について | 9 |
| 6 計画の達成状況の点検と評価方法 | 10 |
| 7 人口と高齢化率の推移 | 10 |
| 8 要支援・要介護認定者数の状況 | 11 |
| 9 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の状況 | 11 |
| 10 人口と高齢化率の推計 | 12 |
| 11 要支援・要介護認定者数の推計 | 12 |
| 12 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の推計 | 13 |
| 13 在宅医療と介護の連携推進 | 13 |
| 14 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進 | 14 |
| 15 生活支援体制整備 | 14 |
| 16 認知症高齢者への支援 | 15 |
| 17 地域共生社会の構築 | 16 |
| 18 地域支援事業の推進 | 17 |
| 19 高齢者の生活環境の充実 | 21 |
| 20 介護保険の事業費等の見込み | 24 |
| 21 第1号被保険者保険料の見込み | 25 |
| 22 介護サービスの基盤整備 | 25 |
| 23 介護サービスの必要量（供給量） | 27 |
| 24 介護サービスの質の確保と向上 | 29 |
| 25 介護人材の確保 | 30 |
| 26 災害・感染症対策に係る体制整備 | 30 |
| 27 高齢者の積極的な社会参加 | 31 |
| 28 生活習慣病の発症と重症化の予防 | 32 |
| 29 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | 32 |
| 30 介護保険事業の円滑な実施のための体制 | 33 |
| 31 高齢者保健福祉サービスの全体調整等 | 33 |

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系図



1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、長崎市第四次総合計画を踏まえた保健福祉分野での事業計画であり、実施期間は介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

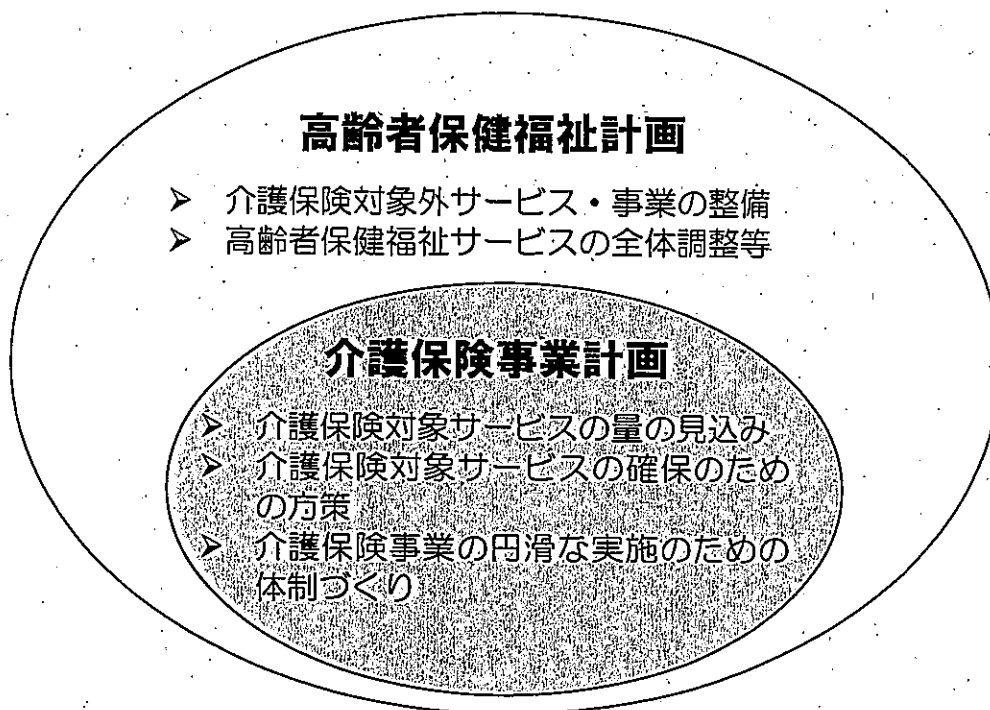
介護保険事業計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために策定されるもので、今回が第8期です。

高齢者保健福祉計画は、介護保険対象サービスと介護保険対象外サービスの双方を含めた高齢者に対する保健福祉施策全般の方向性を定めるために策定されるものです。

また、平成20年4月の老人保健法の改正により、老人保健計画の規定はなくなりましたが、高齢者福祉事業と健康増進事業とは密接に関連しています。そこで、長崎市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体のものとして策定しています。

(根拠法)

老人福祉法第20条の8（老人福祉計画）及び介護保険法第117条（介護保険事業計画）



2 高齢者施策の基本理念

「高齢者のための国連原則[※]」に基づき、長崎市においても介護保険の運営を含めた高齢者に関する施策の基本理念として、次の5点を掲げ、この理念に沿った計画策定と施策の展開を図ります。

① 自立

介護保険サービスやその他の保健・医療・福祉サービスの利用の促進に努め、可能な限り自宅において、自立した生活を送れるよう支援します。

② 参加

世代を超えた交流を進め、自己の経験と知識を分かち合い積極的に地域へ参加することについて支援します。

③ ケア

自己の意思に基づいて介護保険制度を含む保健・医療・福祉サービスを利用できる機会を提供します。

④ 自己実現

自己の可能性を発展させ、社会の教育的・文化的・精神的資源を利用できるよう推進します。

⑤ 尊厳

いかなる場合も公平に扱われ尊重される社会を目指します。

※「高齢者のための国連原則」・・・1991年に国連総会で採択された5つの原則

3 介護保険事業の運営にあたっての基本方針

長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には高齢者人口はピークを迎えます。また、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることを見込まれており、さらに、総人口・現役世代人口が減少していく中で、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。そのような状況を見据え、すべての高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に合った医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「長崎版地域包括ケアシステム」を推進し、長崎県医療計画とも整合性を図りつつ、介護保険制度の持続可能性を確保する必要があります。加えて、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続して提供する必要があるため、次の6点を基本方針として、事業の円滑な運営に努めます。

(1) 長崎版地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中核として、在宅医療の提供体制の確保と介護との連携強化、認知症施策の推進、地域課題の解決や自立支援・重度化防止に向けた地域ケア会議の充実、地域の支え合い体制の構築、安心して住み続けられる住まいの確保といった取組みを進めます。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

地域における専門職や関係機関・地域住民との連携により、高齢者が自ら介護予防や健康づくりに努め、生きがいを持って地域の担い手として活躍し、また、要支援・要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を継続することができるよう、個々の状態に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の検証や評価、地域ケア会議の充実等により、介護予防を推進します。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

(3) 人生の最終段階における市民意識の啓発・向上と看取り体制の強化

最期まで自分らしく生きるためには、心身の状態や生活環境の状況に応じて、どのような療養の場所があるのか、最期をどう迎えたいかなど人生の最終段階に対する市民の関心を深めるとともに、希望する方へ施設や自宅での看取りができる体制を整備します。

(4) 権利擁護の推進

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び認知症施策推進大綱に基づき、制度の普及啓発と活用により、日常生活に困難が生じた場合でも、地域連携ネットワークにより、高齢者の尊厳を支える取組みを進めます。

(5) サービスの質の確保・向上

事業所・施設の安全対策、事業者の情報開示、ケアプランのチェック、介護サービス事業者の指導・監査を行うとともに、研修等を開催することで、サービスの質の確保及び向上を図ります。

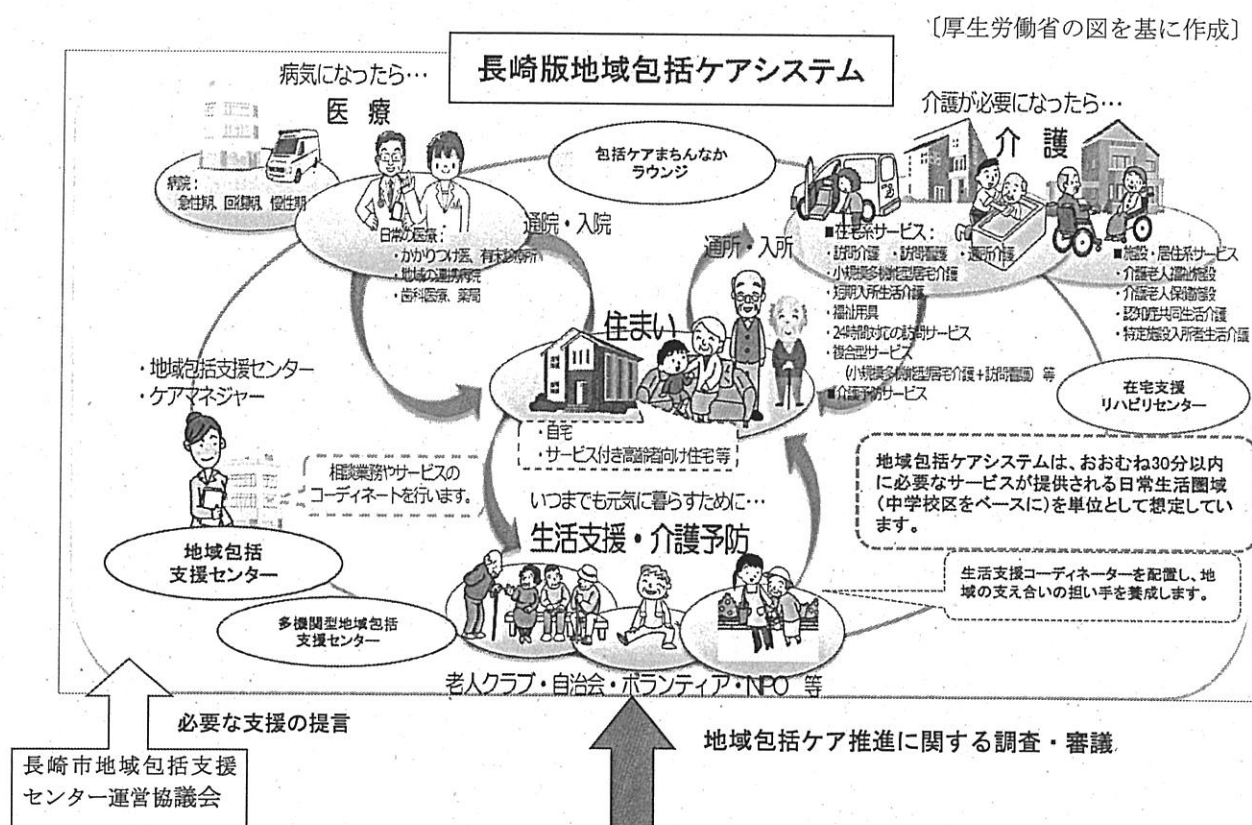
(6) 災害・感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、訓練の実施、防災活動及び感染拡大防止策の周知など、平時から災害・感染症発生時に備えます。また、災害・感染症発生時においても、介護事業所等がサービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携した支援・応援体制を整備します。

4 長崎版地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には長崎市の高齢者人口はピークを迎え、高齢者数は約13万8千人、高齢化率は約35%となることが推計されます。また、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることを見込まれており、さらに、総人口・現役世代人口が減少していく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた、超高齢社会への対応が求められています。

そのような中で、第8期計画期間においても、これまでの取組みを継続しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ごとに必要な医療や介護、介護予防の提供体制を整備し、住まいや日常生活の支援を一体的に提供する長崎版地域包括ケアシステムの推進に向けて取組みを進めていきます。



長崎市医師会・長崎市薬剤師会・長崎市歯科医師会・長崎回復期リハビリテーション連絡協議会・長崎大学病院・ながさき地域医療連携部門連絡協議会・長崎県看護協会・長崎市訪問看護ステーション連絡協議会・長崎市介護支援専門員連絡協議会・長崎県老人保健施設協会・長崎市老人福祉施設協議会・長崎県理学療法士協会・長崎県作業療法士会・長崎地域リハビリテーション広域支援センター・長崎県指定認知症疾患医療センター・認知症の人と家族の会長崎県支部・長崎市地域包括支援センター連絡協議会・長崎市民生委員児童委員協議会・長崎市社会福祉協議会・長崎市保健環境自治連合会・長崎県栄養士会・長崎県弁護士会・学識経験者・公募市民

これまで、長崎版地域包括ケアシステムの推進のため、長崎市と医療・介護・福祉・法律の各団体が専門機関としての機能を活かし、相互に連携協力を図ることを目的として「長崎版地域包括ケアシステム構築に関する連携協定」を締結し、地域包括支援センターを中核とした地域ごとの専門職のチーム化にも取り組んでいます。

また、在宅医療と介護の連携拠点である「包括ケアまちなかラウンジ」、地域リハビリテーション活動を推進する「在宅支援リハビリセンター」、地域共生社会の実現に向けた「多機関型地域包括支援センター」を設置して、長崎版地域包括ケアシステムの基盤整備を推進しています。

長崎県主導のもと県内全域で実施している「地域包括ケアシステム自己評価」において、地域包括支援センター圏域ごとに構築の現状評価を実施し、2025年（令和7年）に向けた地域包括ケアシステムロードマップによる進捗管理を行う中で、構築は着実に進んでいます。医療・介護・福祉・法律・地域関係者で構成される「地域包括ケア推進協議会」においてもその進捗を協議・検討しながら、分野ごとに、また分野横断的に取組みを進めていきます。

今後も、ロードマップの進捗管理や、地域住民、医療・介護の関係団体、協力機関と方向性や課題を共有し連携を深めながら、長崎版地域包括ケアシステムを推進していきます。

| 協定締結団体（順不同） | | |
|-------------|--------------------|--------------|
| 長崎市医師会 | 長崎県理学療法士協会 | 長崎市老人福祉施設協議会 |
| 長崎市歯科医師会 | 長崎県作業療法士会 | 長崎県栄養士会 |
| 長崎市薬剤師会 | 長崎市介護支援専門員連絡協議会 | 長崎県弁護士会 |
| 長崎県看護協会 | 長崎市訪問看護ステーション連絡協議会 | 長崎市 |

2025年の目指す姿

基盤整備

住み慣れた地域で、安心して生活できる住まいを基盤とし、医療・介護・介護予防・生活支援を受けながら生活を送ることができる

| 医療 | 介護 | 介護予防 | 生活支援 | 住まい |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|---|
| 医療ニーズが高い状態であっても、在宅等で必要な医療が受けられる | 自立支援を基本とした必要な介護サービスを受けられる | 高齢者自身が積極的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる | 地域で孤立することなく、日常生活を送るのに、必要な生活支援が受けられる | 住み慣れた地域で、高齢者の心身や希望に応じた安心して生活できる住まいを確保することができる |

5 日常生活圏域について

中学校区（38 校区）をベースに、高齢者人口、認定者数、サービス事業所のサービス提供体制、生活基盤、地域の特性、交通基盤等を総合的に勘案し、20 圏域が設定されていますが、第8期計画期間においてもこれを継続します。

（令和2年9月末現在） （単位：人）

| 圏域 No | 中学校区 | 人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 認定者数 | 認定率 |
|-------|---------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 橘 東長崎 日見 | 45,846 | 11,956 | 26.1% | 2,397 | 20.0% |
| 2 | 桜馬場 | 21,424 | 7,208 | 33.6% | 1,677 | 23.3% |
| 3 | 片淵 長崎 | 25,120 | 8,016 | 31.9% | 1,766 | 22.0% |
| 4 | 大浦 梅香崎 | 20,791 | 7,700 | 37.0% | 1,714 | 22.3% |
| 5 | 伊王島 高島 | 1,013 | 540 | 53.3% | 160 | 29.6% |
| 6 | 江平 山里 | 33,495 | 9,120 | 27.2% | 2,073 | 22.7% |
| 7 | 西浦上 三川 | 33,203 | 11,164 | 33.6% | 2,049 | 18.4% |
| 8 | 緑が丘 淵 | 34,529 | 11,190 | 32.4% | 2,596 | 23.2% |
| 9 | 小江原 | 13,350 | 4,803 | 36.0% | 1,050 | 21.9% |
| 10 | 丸尾 福田 西泊 | 22,713 | 7,520 | 33.1% | 1,712 | 22.8% |
| 11 | 岩屋 | 21,979 | 7,025 | 32.0% | 1,253 | 17.8% |
| 12 | 滑石 横尾 | 19,884 | 6,947 | 34.9% | 1,333 | 19.2% |
| 13 | 三重 | 20,121 | 4,845 | 24.1% | 939 | 19.4% |
| 14 | 外海 池島 | 3,358 | 1,749 | 52.1% | 525 | 30.0% |
| 15 | 琴海 | 12,053 | 4,264 | 35.4% | 927 | 21.7% |
| 16 | 小島 南 茂木 日吉 | 24,112 | 9,095 | 37.7% | 2,082 | 22.9% |
| 17 | 戸町 小ヶ倉 土井首 | 35,150 | 11,570 | 32.9% | 2,278 | 19.7% |
| 18 | 深堀 香焼 | 9,295 | 3,314 | 35.7% | 695 | 21.0% |
| 19 | 三和 | 9,813 | 4,116 | 41.9% | 767 | 18.6% |
| 20 | 野母崎 | 4,882 | 2,530 | 51.8% | 560 | 22.1% |

※ 各圏域の数値を把握するにあたっての区分については、通常の中学校区毎の町区分とは一部異なる。

6 計画の達成状況の点検と評価方法

計画の実施状況は毎年点検し、評価することとします。その方法としては、計画内容が多岐にわたり、多角的な検証が必要なため、長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に対して報告を行うことにより、適正な対応を図ります。

7 人口と高齢化率の推移

長崎市の人口は、令和2年10月1日現在406,313人で、昭和60年の約50万6千人をピークとして年々減少傾向を示しています。

人口構成について、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率は令和2年10月1日には33.1%に達していますが、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は、大幅に減少しています。

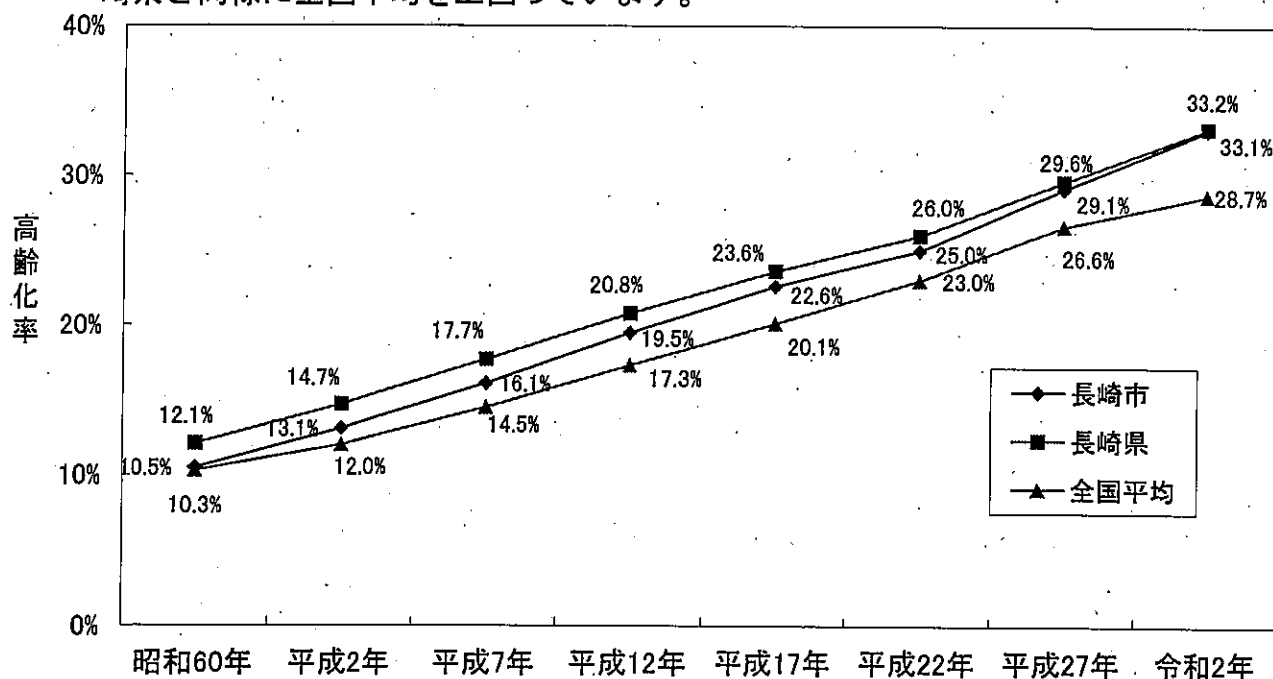
（単位：人）

| | 昭和60年 (1985年) | 平成2年 (1990年) | 平成7年 (1995年) | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 令和2年 (2020年) |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 総人口 | 505,566 | 494,032 | 487,063 | 470,135 | 455,206 | 443,766 | 429,508 | 406,313 |
| 年少人口 (15歳未満) | 109,206 | 93,236 | 80,779 | 68,945 | 60,839 | 55,317 | 50,265 | 46,319 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 343,083 | 335,759 | 327,705 | 309,308 | 291,302 | 275,191 | 249,601 | 220,885 |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 53,161 | 64,569 | 78,291 | 91,736 | 102,824 | 110,405 | 122,974 | 132,441 |
| 不詳 | 116 | 468 | 288 | 146 | 241 | 2,853 | 6,668 | 6,668 |

資料：国勢調査（令和2年は10月1日現在の推計人口による。）

※各年の人口は、旧合併町における人口を合算したものである。

長崎市の高齢化率は、昭和60年は全国平均とほぼ同じ割合でしたが、その後は長崎県と同様に全国平均を上回っています。



※高齢化率＝高齢者人口／（総人口－不詳）×100

8 要支援・要介護認定者数の状況

長崎市における要支援・要介護の認定を受けた人の数は、令和2年9月末時点で29,458人となっており、総人口の7.3%を占めています。

(単位：人)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口 | 416,419 | 411,421 | 406,313 |
| 要支援・要介護認定者合計 (総人口に占める割合：%) | 30,218 (7.3%) | 29,653 (7.2%) | 29,458 (7.3%) |
| 要支援1 | 3,598 (11.9) | 3,319 (11.2) | 3,183 (10.8) |
| 要支援2 | 4,923 (16.3) | 4,807 (16.2) | 4,597 (15.6) |
| 要介護1 | 7,521 (24.9) | 7,712 (26.0) | 7,807 (26.5) |
| 要介護2 | 5,062 (16.7) | 4,783 (16.1) | 4,746 (16.1) |
| 要介護3 | 3,884 (12.9) | 3,827 (12.9) | 3,853 (13.1) |
| 要介護4 | 2,931 (9.7) | 2,936 (9.9) | 3,056 (10.4) |
| 要介護5 | 2,299 (7.6) | 2,269 (7.7) | 2,216 (7.5) |
| 事業対象者 | 1,765 | 2,114 | 2,328 |

※ 総人口は、平成27年の国勢調査の確定値を基に推計した各年の10月1日現在の人口。
 ※ 各年の要支援・要介護認定者数及び事業対象者数は、9月末の数値。
 (カッコ内は各要介護度の分布割合)

◆ 第1号被保険者にかかる要支援・要介護認定者数及び認定率 (単位：人)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 129,865 | 131,401 | 132,441 |
| 認定者数 | 29,679 | 29,145 | 28,975 |
| 認定率 | 22.9% | 22.2% | 21.9% |

※ 第1号被保険者数は、平成27年の国勢調査の確定値を基に推計した各年の10月1日現在の数値。

9 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の状況

(単位：人)

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------------|--------|--------|--------|
| 認知症高齢者数 | 16,638 | 16,547 | 16,986 |
| 総人口に占める割合 | 4.0% | 4.0% | 4.2% |
| 高齢者数に占める割合 | 12.8% | 12.6% | 12.8% |
| 認定者数に占める割合 | 56.1% | 56.8% | 58.6% |

※ 各年の人数は10月1日現在の数値
 ※ 認知症高齢者数は、「認知症高齢者日常生活自立度」Ⅱ以上の数
 ※ 認定者数は第1号被保険者

10 人口と高齢化率の推計

(単位：人)

| | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和7年 (2025年) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口 | 409,626 | 405,899 | 402,172 | 394,707 |
| 40～64歳 | 132,363 | 130,629 | 128,895 | 125,422 |
| 65歳以上 | 135,830 | 136,300 | 136,772 | 137,716 |
| 65～74歳 | 65,058 | 63,491 | 61,925 | 58,787 |
| 75歳以上 | 70,772 | 72,809 | 74,847 | 78,929 |
| 高齢化率 | 33.2% | 33.6% | 34.0% | 34.9% |

※ 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムの推計による。

11 要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口 | 409,626 | 405,899 | 402,172 | 394,707 |
| 要支援・要介護認定者合計 (総人口に占める割合：%) | 30,029 (7.3%) | 30,569 (7.5%) | 31,116 (7.7%) | 32,202 (8.2%) |
| 要支援1 | 3,205 | 3,250 | 3,295 | 3,388 |
| 要支援2 | 4,694 | 4,761 | 4,833 | 4,973 |
| 要介護1 | 7,922 | 8,059 | 8,193 | 8,464 |
| 要介護2 | 4,859 | 4,955 | 5,047 | 5,233 |
| 要介護3 | 3,969 | 4,048 | 4,135 | 4,300 |
| 要介護4 | 3,111 | 3,180 | 3,251 | 3,392 |
| 要介護5 | 2,269 | 2,316 | 2,362 | 2,452 |
| 事業対象者 | 2,486 | 2,631 | 2,776 | 3,071 |

※総人口及び要支援・要介護認定者数は、厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムの推計による。

◆第1号被保険者にかかる要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (単位：人)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 135,830 | 136,300 | 136,772 | 137,716 |
| 認定者数 | 29,549 | 30,097 | 30,650 | 31,750 |
| 認定率 | 21.8% | 22.1% | 22.4% | 23.1% |

12 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の推計

(単位：人)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 認知症高齢者数 | 17,103 | 17,446 | 17,790 | 18,473 |
| 総人口に占める割合 | 4.2% | 4.3% | 4.4% | 4.7% |
| 高齢者数に占める割合 | 12.6% | 12.8% | 13.0% | 13.4% |
| 認定者数に占める割合 | 57.9% | 58.0% | 58.0% | 58.2% |

※ 認知症高齢者数は、「認知症高齢者日常生活自立度」Ⅱ以上の数

※ 認定者数は第1号被保険者

13 在宅医療と介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することが求められています。

長崎県医療計画においても、後期高齢者人口がピークとなる2035年(令和17年)に向かって、在宅医療等の医療需要の大幅な増加が予測されており、医療ニーズが高い状態であっても、在宅で必要な医療が受けられるよう、医療機関とケアマネジャー等の介護職が連携した支援体制の充実が必要です。

長崎市では、平成28年度から「長崎市包括ケアまちなかラウンジ」を在宅医療・介護の連携拠点として機能強化したうえで取組みを進めており、第7期計画においては、在宅医療・介護連携に関する相談支援や市民への普及啓発、医療・介護関係者の研修等を実施してきました。

また、在宅医療推進の取組みとしては、医療従事者向けガイドブック「在宅ノススメ」の作成や、病院向け在宅医療説明会の開催等、在宅医療の体制整備に取り組んでいます。

市民に対しては、在宅医療周知リーフレット「笑顔で！在宅療養」の作成・普及啓発や、人生の最終段階における本人が望む場所での看取りなど、希望する医療や送りたい生活等の想いについて、事前に家族等と繰り返し話し合うACP^{※1}のきっかけづくりとして「元気なうちから手帳」を作成し、普及啓発をはじめています。

本計画でも引き続き、医師会等の関係団体や、地域における在宅医療・介護の提供に携わる専門職とも連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築するため、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護連携推進事業の充実を図りつつ、PDCAサイクル^{※2}に沿った取組みを推進していきます。

※1 ACP・・・アドバンス・ケア・プランニング(愛称：人生会議)のこと。

人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組み

※2 PDCAサイクル・・・Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、取組みを継続的に改善すること

14 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

長崎市では要支援・要介護認定率が全国平均より高く、特に要支援1から要介護2までの軽度の認定者の割合が高い状況です。さらに2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなり、今後の急速な高齢者の増加が見込まれるため、自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組みが重要です。

介護保険制度は、「高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止」を理念としています。

第7期計画では、「在宅支援リハビリセンター」を中心としたリハビリ専門職との連携による地域リハビリテーションの推進や、新しい総合事業による介護予防への集中的・継続的な支援体制、高齢者のQOLの向上を目指した自立支援型の地域ケア会議等に取り組んできました。

本計画においては、高齢者の身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくことが重要であり、地域のリハビリ専門職や、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師、看護師等の幅広い専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防に資する取組みを推進します。

また、取組みにあたっては、フレイル予防や閉じこもりの防止等に配慮し、新しい生活様式に対応した取組みを進めていきます。

※ QOL・・・クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）のこと。ここでは、高齢者が在宅生活において健康寿命（自立して生活できる時期）を延ばし、自分らしい生活を送れることを指す。

15 生活支援体制整備

少子化・高齢化の進行で、一人暮らし、高齢者夫婦のみの世帯が増えており、見守りや声かけ、ごみ出しなど日常的な生活支援のニーズが高まる中、地域住民をはじめ、ボランティアやNPO、社会福祉法人、シルバー人材センターなど多様な主体が生活支援サービスを提供する体制を整えます。

また、元気な高齢者が、担い手となって社会参加・地域貢献を行うことでお互いに生活を支援する体制をつくることにより、自身の生きがいや、介護予防にもつながるよう生活支援体制を整備していきます。

生活支援体制整備（地域の支え合い）を推進するにあたっては、地域住民が主体的に取り組んでいる「地域コミュニティを支えるしくみ」による地域づくりの醸成に併せて、地域住民と一緒に地域の支え合い活動の基盤整備を図ります。その推進役として生活支援コーディネーター（SC）を配置して、地域の話し合いの場や集いの場への参加、地域住民のニーズの把握、必要な担い手の発掘や育成、資源開発と関係者間の情報共有及び連携づくりによるネットワーク構築などを行いながら、地域の中で活動する多様な主体と連携して、生活支援体制を整備していきます。

16 認知症高齢者への支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ地域のよりよい環境で自分らしく安心して生活を続けていくことができるよう、地域全体で認知症高齢者やその家族の在宅生活を支援する地域のネットワークを構築していくとともに、認知症のかたへの理解を深めるための啓発活動、及び認知症のかたの思いを発信できる支援を推進します。

長崎市では全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパス[※]を活用した啓発や相談支援業務、認知症サポートリーダーとともに地域の認知症によるひとり歩き高齢者の見守り支援活動や、地域とつながり、認知症のかたご本人の思いを発信できる認知症カフェの開催、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応等、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制づくりに取り組んでいます。

今後も、認知症のかたや家族の視点を重視し、新オレンジプランや認知症施策推進大綱を踏まえて、本市の認知症施策を推進していきます。

※ 認知症ケアパス・・・認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れ、及び、相談先を示したもの

◆各年度における事業ごとの見込量及び方針

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|----|---|-------|-------|
| 認知症総合支援事業 | | | | |
| 認知症地域支援推進員の配置 | | 認知症地域支援推進員の研修機会の確保と、地域の関係団体や医療機関などのネットワークの構築により、認知症の容態に応じた適切な支援を推進していきます。 | | |
| 認知症初期集中支援チーム事業 | 件 | 90 | 90 | 90 |
| 認知症カフェ | 箇所 | 24 | 24 | 24 |
| 認知症地域支援体制整備 | | | | |
| 認知症サポーター養成講座 | 人 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 認知症サポートリーダー養成講座 | 人 | 200 | 216 | 230 |
| 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 | | 今後、認知症高齢者の増加とともに、ひとり歩き等による行方不明の件数は増えることが見込まれることから、行方不明者の早期発見・保護につながるよう、介護事業所とのネットワークを拡大するとともに、「みまもりあいアプリ」の登録者を増やすことで住民同士の見守りネットワークを整備します。 | | |
| 徘徊高齢者等家族支援事業 | 人 | 17 | 17 | 17 |

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|---|-------|-------|-------|
| 認知症高齢者の権利擁護 | | | | |
| 成年後見制度の広報と相談窓口の周知 | 回 | 900 | 930 | 960 |
| 市民後見人候補者の養成 | 人 | 198 | 219 | 240 |
| 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行 | 件 | 7 | 10 | 15 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件 | 13 | 15 | 17 |

17 地域共生社会の構築

少子化・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、住民の支援ニーズも複雑化、複合化している中、高齢・障害・児童等の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組めます。

これまでの制度・分野ごとの相談体制では対応が困難な、いわゆる「8050問題^{※1}」、「ダブルケア^{※2}」という複合的問題や、制度の狭間にある人や世帯への支援にワンストップで対応する相談窓口として多機関型地域包括支援センターを市内2箇所に設置し、相談支援包括化推進員（社会福祉士）がアウトリーチ重視で支援を実施しています。また、既存の相談支援機関の多職種連携によるネットワーク化を図り、地域住民と協働して包括的な支援体制を整備するとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。

今後は、地域の中で生活する高齢者や障害者等全ての人が、安心して暮らせるよう、高齢、障害、児童、生活困窮分野の相談支援機関をはじめ庁内の関係課や民間団体が分野横断的な連携体制を構築し、地域共生社会の実現に向けて、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する重層的な支援体制が構築できるよう取り組んでいきます。

※1 8050問題・・・80代の親と、50代でひきこもりの子どもが生活に困窮する問題

※2 ダブルケア・・・子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態

18 地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

地域における包括的な相談及び支援、住民主体による介護予防活動の支援、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援等を一体的に実施し、目的の実現を図ります。

第8期計画では、認知症施策推進大綱を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で状態に応じてその人らしい自立した日常生活を継続することができるよう取り組みます。

また、保険者努力支援交付金等の活用を検討し、地域支援事業を実施します。

【地域支援事業の全体像】

| | |
|--------|---|
| 地域支援事業 | <p>(1) 包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・権利擁護業務 ・介護予防ケアマネジメント ○社会保障充実分 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援体制整備 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 |
| | <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 [要支援1～2、事業対象者を対象] <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・生活支援サービス（配食など） など ・通所型サービス ○一般介護予防事業 [全ての高齢者を対象] <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・地域介護予防活動支援事業 など |
| | <p>(3) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護支援事業 ・成年後見制度利用促進事業 など ・在宅生活支援事業 |

(1) 包括的支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような介護予防対策から介護や医療サービスをコーディネートして、高齢者の状態に応じた様々なサービスを切れ目なく提供することが必要となります。

そのためには、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築が必要であり、地域ケア会議により地域の課題を把握し、課題解決を図っていく必要があります。

また、慢性疾患や複数の疾患を抱えるなど医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長崎市包括ケアまちなかラウンジを在宅医療・介護の連携拠点と位置付け、地域における在宅医療と介護の連携体制を推進していきます。

さらに、認知症高齢者やその家族への支援として、全ての地域包括支援センターに本人や家族からの相談対応や、地域の医療機関、認知症疾患医療センター、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等の関係機関との調整役としての役割を持つ、認知症地域支援推進員を配置し、地域におけるネットワークを構築しながらさらなる支援の充実・強化を図ります。

第8期計画においては、認知症施策推進大綱における市町村KPI^{*}を踏まえ、認知症のかたや家族の視点を重視し認知症施策を推進します。

※市町村KPI・・・市町村に係る重要業績評価指標。(例) 広報誌やホームページ等による認知症に関する相談窓口の周知、認知症ケアパスの作成 等

ア 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアを推進するための中核機関として、総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを地域において一体的に実施しています。

また、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域ケア会議を手段のひとつとして、地域の住民組織や事業所、医療・介護・福祉の専門職等と連携し、個別課題解決や地域のネットワーク構築、地域課題の発見と地域づくりに取り組んでいます。

地域包括支援センターの機能がより発揮できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のほか、事務職を配置するほか、働く家族介護者に配慮し窓口開設を月曜日から土曜日を基本とし、また、緊急時対応を想定し24時間の連絡体制を整備しています。

さらに、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに1名配置し、認知症初期集中支援チームと連携して活動しています。

◆年度ごとの相談件数の見込み

(単位：件)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 延べ相談件数 | 63,840 | 64,061 | 64,283 |

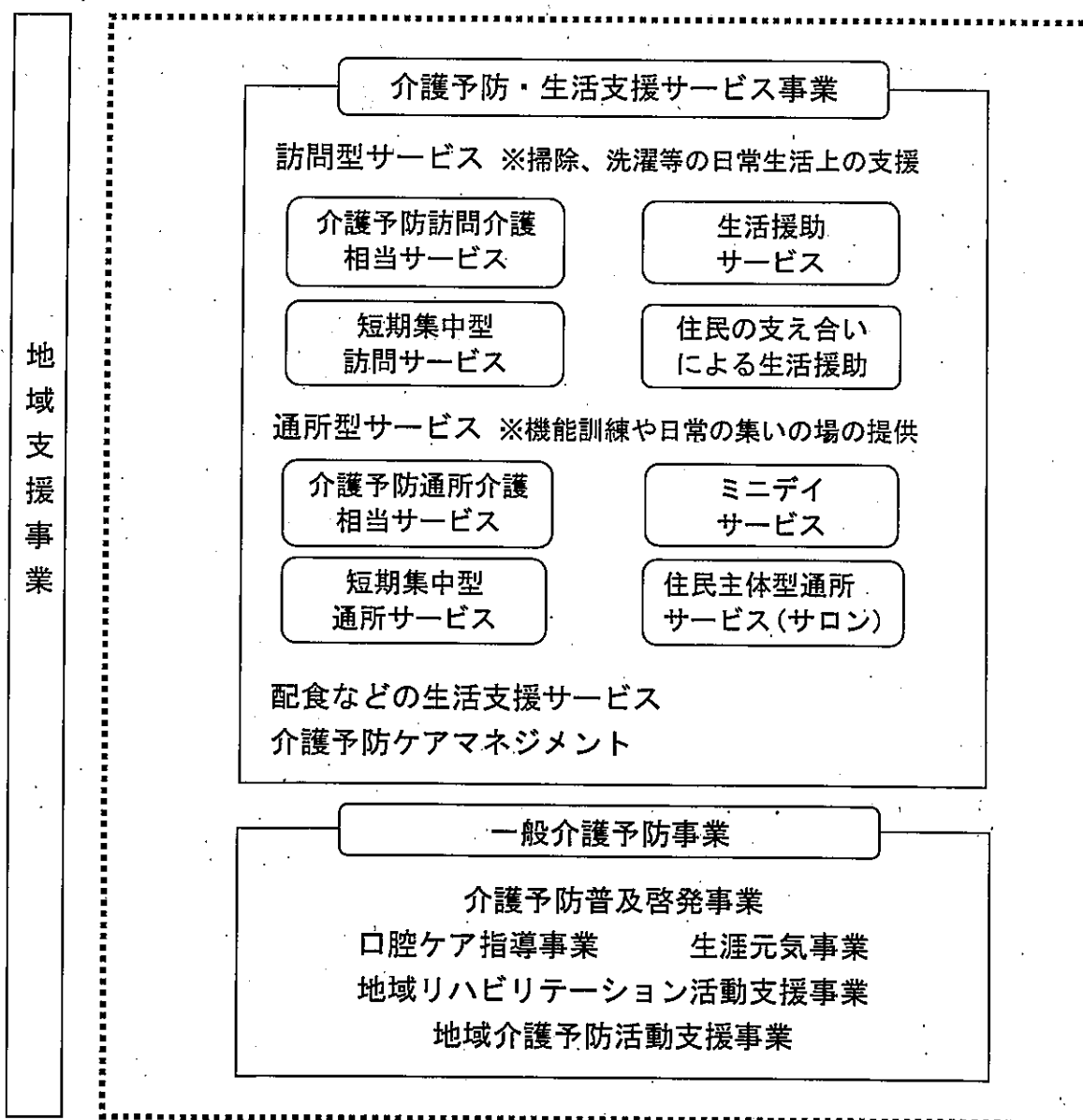
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 29 年 4 月から開始した介護予防・生活支援サービス事業は、要支援 1 及び 2 や事業対象者を対象に、多様なサービスを整備し、適切な介護予防ケアマネジメントにより、個人の能力を最大限いかしつつ個人の状態等に応じたサービスを提供し、生きがいや役割をもって自立した生活ができるよう取り組んでいます。

また、一般介護予防事業では、全ての高齢者を対象に、高齢者が自ら介護予防や生きがいづくり・地域づくりに取り組むことができるよう、地域包括支援センターや多様な専門職の関与による各種教室の開催や、住民主体の集いの場の立ち上げ・活動支援、介護予防ボランティア養成等に取り組んでいます。

第 8 期計画では、総合事業の検証や評価を行うとともに、支えられる側から支える側に回っていただける元気な高齢者を増やし、介護予防の推進を図ります。

【実施する事業、サービス】



◆各年度における事業ごとの見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------|----|---------|---------|---------|
| 介護予防・生活支援サービス事業 | | | | |
| 介護予防訪問介護相当サービス | 延回 | 184,978 | 177,172 | 169,695 |
| 生活援助サービス | 延回 | 23,148 | 24,187 | 25,273 |
| 短期集中型訪問サービス | 延回 | 116 | 124 | 136 |
| 介護予防通所介護相当サービス | 延回 | 200,335 | 198,071 | 195,833 |
| ミニデイサービス | 延回 | 28,510 | 35,019 | 43,013 |
| 短期集中型通所サービス | 延回 | 9,320 | 9,653 | 9,989 |
| 住民主体型通所サービス (高齢者ふれあいサロン事業) | 箇所 | 65 | 69 | 73 |
| 総合支援配食サービス事業 | 延食 | 25,706 | 25,706 | 25,706 |
| 介護予防ケアマネジメント事業 | 人 | 6,167 | 6,165 | 6,163 |
| 一般介護予防事業 | | | | |
| 介護予防普及啓発事業 | 件 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 口腔ケア指導事業 | 延回 | 92 | 99 | 107 |
| 生涯元気事業 | 延回 | 1,395 | 1,419 | 1,443 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 延回 | 538 | 564 | 590 |

(3) 任意事業

◆各年度における事業ごとの見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|----|--------|--------|--------|
| 家族介護支援事業 | | | | |
| 介護用品の支給 | 延人 | 7,597 | 7,749 | 7,904 |
| 家族介護教室 | 回 | 40 | 40 | 40 |
| 在宅生活支援事業 | | | | |
| 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 | 戸 | 43 | 43 | 43 |
| 介護相談員派遣事業 | 回 | 209 | 209 | 209 |
| 要介護者配食サービス事業 | 延食 | 25,222 | 25,222 | 25,222 |
| 緊急時訪問介護事業 | 人 | 691 | 609 | 536 |
| 福祉用具・住宅改修支援事業 | 人 | 80 | 80 | 80 |

19 高齢者の生活環境の充実

(1) 高齢者世帯への支援

高齢者がいつまでも健康的で自立した生活を送るためには、住み慣れた地域社会で、安心して快適な在宅生活を送ることができるようにすることが不可欠です。

そのため、民生委員による一人暮らし高齢者等への友愛訪問のほか、避難行動要支援者の災害時における地域での支え合い体制づくりの支援並びに高齢者等の孤独死防止のための見守り強化への取組みなどを行います。

◆各年度における事業ごとの見込量及び方針

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|--|-------|-------|
| 友愛訪問 | 世帯 | 6,059 | 5,938 | 6,235 |
| 安心カード事業 | | 「安心カード」が救急時の対応に限らず、一人暮らし高齢者の安全安心な暮らしを支えるうえでの有効な手段の一つであるため、全対象者に配布できるように取り組みます。 | | |
| 高齢者あんしんネットワーク | | 戸別訪問を行う事業者からの高齢者の異変等の連絡を受け、速やかな状況把握と必要な対応につなげることで、高齢者の地域における安全・安心な暮らしを支えます。 | | |

(2) 在宅生活支援事業

高齢者が在宅生活を継続していくために、必要な支援を行います。

◆各年度における事業ごとの見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 寝具洗濯乾燥サービス事業 | 延件 | 113 | 113 | 113 |
| 訪問理美容サービス事業 | 延人 | 57 | 59 | 61 |
| 日常生活用具給付事業 | 延人 | 68 | 75 | 83 |
| 高齢者安心火災警報器給付事業 | 人 | 10 | 10 | 10 |

(3) 居住環境・移動における高齢者支援

◆各年度における事業ごとの見込量及び方針

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|----|---|-------|-------|
| 移送支援サービス事業 (介護保険対象外) | 延人 | 333 | 370 | 411 |
| ふれあい訪問収集事業 | 人 | 2,491 | 2,603 | 2,719 |
| 機器類の活用 | | 斜面移送機器等について、年間を通じた点検業務及び計画的な修繕を行い、維持管理に努めていきます。 | | |
| 乗合タクシー運行事業 | | 地域の生活実態に即した運行内容とすることを基本に、利用実態調査などを行いながら、見直し等に取り組んでいきます。 | | |
| 低床車両導入支援事業 | | 低床式のバスや路面電車の導入は、利用者の利便性向上が図られることから、今後も導入について運行事業者へ働きかけていきます。 | | |
| 斜面市街地再生事業 | | 防災性の向上や居住環境の改善を早期に実現するため、即効性のある整備手法への転換や当初目標を達成可能な代替案の検討等により、地区のニーズに則した事業計画の見直しを行い、事業の推進を図ります。 | | |
| バリアフリーのまちづくり | | 「長崎県福祉のまちづくり条例」、「(仮称)長崎市バリアフリーマスタープラン」、「(仮称)長崎市第2期バリアフリー基本構想」及び「(仮称)長崎市第2期バリアフリー特定事業計画」等に基づき、高齢者・障害者に配慮したまちづくりを目指します。 | | |

(4) 避難行動要支援者支援

高齢者などの避難行動要支援者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、災害時における地域のまちづくりを支援し、近隣住民による見守り、災害時の支援に努めます。

◆年度ごとの要支援者数の見込み

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 要支援者数(人) | 27,186 | 27,703 | 28,230 |

(5) 高齢者向け施設の整備

家庭環境・住宅事情等の理由で居宅での生活が困難な高齢者に対し、生活の場としての各種施設の整備や運営を支援していきます。

◆事業ごとの方針

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|---|-------|-------|
| 養護老人ホーム | 長崎市立高砂園(定員40人)を令和4年9月末に廃止します。その他の養護老人ホームは、新設は行わず現状の整備量(7箇所、定員350人分)を維持することを原則とします。 | | |
| 軽費老人ホーム (ケアハウス) | ケアハウスと経過的軽費老人ホームとを合わせた現在の整備量669人を維持することとします。 また、経過的軽費老人ホームについては、建替えの機会等を活用してケアハウスへの移行を促進することとします。 | | |
| 生活支援ハウス | 整備量については、状況を踏まえ検討していきます。 | | |
| その他の高齢者向け住宅等 | 既存の市営住宅の建替えや改築に伴い、バリアフリー構造など、高齢者の身体機能に対応した良好な居住環境を備えた市営住宅の供給の推進を図ります。 また、サービス付き高齢者向け住宅については、県の高齢者居住安定確保計画を踏まえ円滑な登録に取り組み、併設される介護サービス事業所については、介護保険法に基づき適切に対応します。 有料老人ホームについては、老人福祉法に基づき、設置にかかる届出や適正な事業運営についての指導を行います。 | | |

20 介護保険の事業費等の見込み

第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)及び令和7年度(2025年度)の事業費等の見込み

(単位：人)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 | 令和7年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 135,830 | 136,300 | 136,772 | 408,902 | 137,716 |
| 第2号被保険者数 | 132,363 | 130,629 | 128,895 | 391,887 | 125,422 |
| 合計 | 268,193 | 266,929 | 265,667 | 800,789 | 263,138 |

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 | 令和7年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 標準給付費見込額 (小計額) | 44,946,663 | 46,339,769 | 47,442,066 | 138,728,498 | 49,009,222 |
| 標準給付費見込額 (施設等給付費) | 12,327,606 | 12,595,621 | 12,753,969 | 37,677,196 | 13,651,335 |
| 標準給付費見込額 (その他給付費等) | 32,619,057 | 33,744,148 | 34,688,097 | 101,051,302 | 35,357,887 |
| 地域支援事業費 | 2,922,122 | 2,684,955 | 2,714,561 | 8,321,638 | 2,665,388 |
| 市町村特別給付 | 202,436 | 206,158 | 209,927 | 618,521 | 217,235 |
| 合計 | 48,071,221 | 49,230,882 | 50,366,554 | 147,668,657 | 51,891,845 |

財源構成

| | | | | | |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国 | 9,105,475 | 9,310,329 | 9,529,298 | 27,945,102 | 9,793,013 |
| 調整交付金 | 3,252,346 | 3,271,991 | 3,277,679 | 9,802,016 | 3,349,466 |
| 県 | 6,654,014 | 6,807,188 | 6,956,779 | 20,417,981 | 7,193,214 |
| 市 | 6,037,634 | 6,177,407 | 6,319,080 | 18,534,121 | 6,510,647 |
| 第1号被保険者 | 10,313,323 | 10,624,559 | 10,939,436 | 31,877,318 | 11,502,302 |
| 交付金 (第2号被保険者) | 12,708,429 | 13,039,408 | 13,344,282 | 39,092,119 | 13,543,203 |

※ 標準給付費見込額(施設等給付費)：国 15.0%、調整交付金 (R3 7.00%、R4 6.85%、R5 6.70%、R7 6.64%)、
県 17.5%、市 12.5%、交付金 (R3～R5 27.0%、R7 26.6%) 第1号被保険者 (R3 21.00%、R4 21.15%、
R5 21.30%、R7 21.76%)

※ 標準給付費見込額(その他給付費等)：国 20.0%、調整交付金 (R3 7.00%、R4 6.85%、R5 6.70%、R7 6.64%)、県・
市 12.5%、交付金 (R3～R5 27.0%、R7 26.6%)、第1号被保険者 (R3 21.00%、R4 21.15%、R5 21.30%、R7 21.76%)

※ 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)：国 20.0%、調整交付金 5.0%、県・市 12.5%、交付金
(R3～R5 27.0%、R7 26.6%)、第1号被保険者 (R3～R5 23.0%、R7 23.4%)

※ 地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)：国 38.50%、県・市 19.25%、第1号被保険者 23.00%

※ 第1号被保険者分には介護保険財政調整基金の取崩しを含む。

※ 端数を調整し記載しているため、事業費と財源の合計額は一致しない場合がある。

21 第1号被保険者保険料の見込み

(1) 第8期計画期間の保険料

長崎市の第7期計画期間の保険料基準月額は6,800円となっています。第8期計画期間の第1号被保険者保険料は、計画期間の被保険者数、要介護・要支援認定者数、施設・居住系サービス見込み量、在宅サービス見込み量、地域支援事業費などを推計し、第8期計画期間の介護保険事業運営に必要な基準額を設定します。

(2) 令和7年度(2025年度)以降の保険料

長崎市の保険料水準を推計すると、高齢者人口や要介護認定者数の伸びなどによる介護給付費の増加により、令和7年度(2025年度)は月額7,500円程度、令和17年度(2035年度)は9,000円程度、さらに令和22年度(2040年度)は9,400円程度と保険料の上昇が続くものと見込まれます。

このことから、持続可能な介護保険制度の運営のため、中長期的な視点に立った施策、特に介護予防をより一層推進していくことにより、介護給付費の増加を可能な限り抑制し、介護需要と被保険者の保険料負担とのバランスを勘案した、適正な保険料水準を目指します。

22 介護サービスの基盤整備

(1) 整備方針

今期の介護保険事業計画は、高齢者のかたが、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行う予定です。

ア (介護予防) 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む) 整備数 6事業所

通い、訪問、泊まりの3つのサービスのニーズから必要と見込まれる利用者を推計した6事業所を、各日常生活圏域の介護サービス事業所の整備状況等を勘案して整備します。

イ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

整備数 3事業所及び増員分

1ユニット9人×2ユニットの3事業所を、各日常生活圏域の介護サービス事業所の整備状況等を勘案して整備します。

また、2ユニット以下で9人に満たないユニットを持つ事業所は、当該ユニットについては9人までの増員を認めます。

ウ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

整備数 125 人分

一般型で混合型を整備します。

また、既存の養護老人ホームが、一般型で混合型の特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、これを認めます。

エ 介護老人福祉施設

整備数 70 人分

介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設を整備します。

(2) 通所介護・地域密着型通所介護の制限解除

通所介護・地域密着型通所介護については、第7期計画期間において整備を凍結していましたが、第8期計画期間においては、制限を解除し、新しい事業所の指定を行います。

(3) 介護療養型医療施設の転換

介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止されます。

第8期計画の策定にあたり転換意向調査を各施設に実施したところ、廃止期限まで介護療養型医療施設を継続する又は未定という回答がほとんどであったため、転換する病床数の目標数値は見込まないものとします。

ただし、現在運営されている施設が、施設・居住系サービスを提供する事業所等へ転換する場合には、円滑に転換が行われるよう支援します。

(4) 高齢者の住まいの整備

斜面地が多いなど地理的要因を踏まえ、また、医療・介護サービス提供の効率化の観点から、居住誘導区域など利便性の高い地域へのサービス付き高齢者向け住宅等の整備を検討します。

23 介護サービスの必要量(供給量)

(1) 居宅介護サービス、介護予防サービス

| | | 介護サービス | | | 介護予防サービス | | |
|-----------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|-----------|-----------|
| | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 訪問介護 | 回 | 743,953 | 762,749 | 768,895 | | | |
| 訪問入浴介護 | 回 | 8,558 | 8,734 | 8,993 | | | |
| 訪問看護 | 回 | 182,927 | 190,810 | 198,354 | 14,855 | 14,951 | 15,163 |
| 訪問リハビリテーション | 回 | 64,178 | 67,449 | 68,878 | 5,231 | 5,435 | 5,228 |
| 通所介護 | 回 | 578,410 | 601,765 | 630,371 | | | |
| 通所リハビリテーション | 介護:回 予防:人/月 | 402,608 | 425,047 | 438,136 | 1,449 | 1,498 | 1,517 |
| 福祉用具貸与 | 人/月 | 7,912 | 8,211 | 8,367 | 1,538 | 1,542 | 1,563 |
| 特定福祉用具販売 | 延人 | 1,860 | 1,860 | 1,884 | 684 | 684 | 684 |
| 短期入所生活介護 | 日 | 402,108 | 410,678 | 410,678 | 2,450 | 2,533 | 2,561 |
| 短期入所療養介護 | 日 | 14,830 | 15,058 | 15,090 | 34 | 34 | 34 |
| 居宅療養管理指導 | 人/月 | 3,152 | 3,232 | 3,280 | 153 | 157 | 159 |
| 特定施設 入居者生活介護 | 人/月 | 535 | 543 | 611 | 70 | 71 | 79 |
| 住宅改修費 | 延人 | 1,668 | 1,776 | 1,812 | 744 | 744 | 744 |
| 移送支援サービス (市町村特別給付) | 回 | 106,545 | 108,504 | 110,488 | (居宅介護サービスと介護予防サービスの区分をしていない。) | | |
| 居宅介護支援・ 介護予防支援 | 人/月 | 13,210 | 13,363 | 13,356 | 2,999 | 3,075 | 3,114 |

(2) 地域密着型介護サービス、地域密着型介護予防サービス

| | | 介護サービス | | | 介護予防サービス | | |
|----------------------|-----|---------|---------|---------|----------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人/月 | 298 | 302 | 309 | | | |
| 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 4 | 4 | 4 | | | |
| 認知症対応型通所介護 | 回 | 62,549 | 61,945 | 61,741 | 653 | 653 | 653 |
| 地域密着型通所介護 | 回 | 282,660 | 289,865 | 294,264 | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 698 | 754 | 827 | 48 | 50 | 49 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 116 | 147 | 179 | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 1,041 | 1,073 | 1,117 | 2 | 2 | 2 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 455 | 455 | 455 | | | |

(3) 施設介護サービス

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|-----|-------|-------|-------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 人/月 | 1,650 | 1,650 | 1,720 |
| 介護老人保健施設 | 人/月 | 1,374 | 1,374 | 1,374 |
| 介護療養型医療施設 | 人/月 | 59 | 59 | 59 |
| 介護医療院 | 人/月 | 35 | 35 | 35 |

24 介護サービスの質の確保と向上

(1) 事業者による適正なサービス提供

介護サービス事業者により、適正なサービス提供がなされるよう、新規指定及び指定更新等の際に事業者が人員、設備及び運営等の基準を遵守していることを確認するとともに、事業者における業務管理体制の整備を進めていきます。

(2) 事業所・施設の安全対策

平成 25 年 2 月の認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）の火災を受け、介護サービス事業所・施設等の安全確保に、建築・消防・福祉の 3 部局が連携して取り組んでいます。

事業者の新規指定及び指定更新等の際に、3 部局が情報共有をしながら、建築・消防関係法令等に適合していることの確認を行い、利用者の安全確保に努めていきます。

(3) 介護サービス事業者情報の公表

要支援・要介護者が適切かつ円滑に介護保険サービスを選択及び利用できるよう、県が実施主体となって運営している、長崎県介護サービス情報公表システムを積極的に活用していきます。

また、長崎市としても県と連携を図りながら、適切な情報開示がなされるように努めていきます。

(4) ケアマネジャーの質の向上

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにするためには、様々な職種が連携し、包括的・継続的に支援していくことが必要です。

そのために、地域包括支援センターが包括的・継続的ケアマネジメント業務により、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供されるよう、ケアマネジャーへの支援や関係機関との連携強化に取り組んでいます。

今後とも、長崎市包括支援センター連絡協議会と長崎市介護支援専門員連絡協議会が共催する研修会を支援し、ケアマネジャーの質の向上に努めるなど、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを進めていきます。

(5) 「介護給付等費用適正化事業」による指導・助言

限られた介護人材資源を効率的かつ効果的に活用するために、国が示した主要 5 事業を柱とした介護給付等費用適正化事業を推進していきます。

また、実施にあたっては、介護支援専門員等の資格を有する職員が検証、指導及び助言を行い、利用者の自立支援につながる介護サービスの提供を図ります。

【適正化事業にかかる主要 5 事業】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知

(6) 介護サービス事業者等の指導・監査

平成 18 年度から地域密着型サービス事業者の指定、更新及び指導・監査を行っていましたが、県からの権限移譲に伴い、平成 24 年度から市内の全介護サービス事業者を対象としています。

介護サービス事業者の指導につきましては、全事業者を一堂に集めて実施する集団指導を毎年度実施し、年間計画に基づき事業所に赴き実施する実地指導と併せて効果的な活用を図りながら、事業者の資質向上と利用者の処遇向上に努めていきます。

また、介護サービス事業者に対する監査は、運営基準違反等を重点とした機動的な監査体制のもと、事業者の適正化の推進を図ります。

25 介護人材の確保

慢性的に不足している介護人材の確保のため、介護従事者への離職防止や定着促進に向けて、介護ロボットやICTの活用を推進していくとともに、新たな将来の介護人材を担う子どもたちに、体験学習や職業講話を通して、職業選択のひとつとなるように意識の醸成を図ります。

また、総合事業等の担い手の確保として、元気な高齢者や中高年等を対象とした各種ボランティアの養成や、ながさき生涯現役応援センター等による高齢者の就業・社会参加機会の拡大を目指した取組みとの連携により、介護人材の発掘に努めていきます。

今後とも、介護職への未経験者の参入促進、労働環境の改善、資質の向上など、多様な介護人材育成・確保対策を展開している長崎県とも連携を図りながら、介護現場における人材不足の解消に取り組んでいきます。

26 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、災害が激甚化する中、高齢者は災害時には迅速な行動が取りにくい状況です。また、新型コロナウイルス感染症が流行しており、高齢者が感染症に感染した場合は重症化する危険性が高いことから、介護事業所等及び長崎市では緊急時を想定し、次のような事前の備え及び発生時の対応が必要となります。

(1) 介護事業所等

- ア 災害時や感染症発生時の業務継続計画（BCP）の策定
- イ 非常災害対策計画等の具体的計画に基づく研修及び地域住民と連携した避難訓練（シミュレーション）の実施
- ウ 感染防止のための研修及び感染症発生時の訓練（シミュレーション）の実施
- エ 食料、感染防護具、消毒液等の備蓄の定期的な確認
- オ 感染拡大を防止するため、日ごろからN-CHAT[※]（健康管理アプリ）、チェックシート等の活用

※ N-CHAT・・・長崎県が提供するスマートフォン対応のアプリケーション。介護事業所等において、職員、利用者の日々の健康状態を入力し管理することで、健康管理の効率化、体調に異変がある者への早期の声かけが可能になる。

(2) 長崎市

- ア 災害時や感染症発生時における指示命令系統の一元化及び業務フローの作成（長崎県、市保健所、防災担当部署との連携）
- イ 感染症予防・早期発見のため、長崎大学や医師会等と連携した研修等の実施
- ウ 感染症発生時においても介護事業所等が必要なサービスを継続して提供できるよう、長崎県、関係団体と連携した支援、応援体制の整備
- エ 災害、感染防止及び拡大防止策の市民周知
- オ 介護事業所等が作成している非常災害対策計画等の計画の定期的な確認
- カ 関係部局と連携した災害、感染症発生時に必要な物資の調達及び備蓄

27 高齢者の積極的な社会参加

◆各年度における事業ごとの見込量及び方針

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------|------------|---|--------|--------|
| 老人福祉センター・老人憩の家・ふれあいセンター | | <p>老人福祉センター及び老人憩の家については、公共施設マネジメントにより、60歳以上の方に限らず、全ての市民を対象とした心身の健康の増進のための役割を担う場として、ふれあいセンターや地区公民館等との統廃合を検討するとともに、今まで以上のサービスの質の向上や経費の縮減を図っていきます。</p> <p>ふれあいセンターは、地域における文化活動、交流の場、地域コミュニティの活動拠点として重要な役割を担っており、今後も地元の意向を踏まえながら、既存の地区公民館をふれあいセンターへ移行する取組みを進めていきます。</p> | | |
| 老人クラブ | 人 | 13,762 | 12,937 | 12,161 |
| シルバー作品展 (文化的活動支援) | 人 | 462 | 435 | 409 |
| 高齢者交通費助成事業 | % (交付率) | 94.1 | 94.1 | 94.1 |
| 介護予防ボランティア育成 支援(地域活動支援事業) | 人 | 99 | 100 | 101 |
| 生活・介護支援サポーター 養成事業 | 人 | 116 | 140 | 140 |
| 地域支援ボランティアポイン ト制度(地域活動支援事業) | 人 (累計) | 1,305 | 1,436 | 1,580 |
| 高齢者の就労支援 | | <p>シルバー人材センターにおいて、会員及び就業機会の拡大に取り組むとともに、長崎市としてもその活動を支援します。</p> | | |
| 高齢者の就労機会の拡充 | | <p>生活援助サービス従事者養成研修により元気な高齢者の介護分野での活用を進めるとともに、ながさき生涯現役応援センターとも連携し、高齢者のライフスタイルやニーズに合わせた就業先の確保など、元気な高齢者の就労を支援します。</p> | | |

28 生活習慣病の発症と重症化の予防

長崎市においては、平成 30 年の生活習慣病による死亡が 52.9%（悪性新生物 29.9%、心疾患（高血圧性を除く）16.4%、脳血管疾患 6.6%）を占めており、健康寿命の延伸を推進する上でも生活習慣病の予防対策の必要性は、ますます高まっています。

そのため、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）等生活習慣病の発症と重症化の予防を目的とした健康教室・健康相談等を地域に即して実施しています。

また、本計画では、長崎市健康増進計画である「『第 2 次健康長崎市民 21』計画」、「第 3 次長崎市食育推進計画」及び「長崎市歯科口腔保健推進計画」との整合性を図りながら、市民の自主的な健康づくりを推進します。

(1) 成人保健事業

生活習慣病の発症及び重症化予防について広く普及・啓発し、健康診査の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善に向け、健康診査と保健指導を連続した一体的なものとして提供していきます。

また、がんの早期発見・早期治療の重要性について、より一層の周知啓発に努めるとともに、がん検診体制の充実を図り、受診率の向上に努めます。

(2) 歯科口腔保健事業

歯周疾患と糖尿病など他の全身疾患との相互作用について広く市民に周知し、かかりつけ歯科医での定期的な口腔機能の評価を含めた歯科健診の受診を勧奨します。

さらに健康寿命の延伸のため、口腔機能の維持と誤嚥性肺炎予防が重要であることについての啓発に努めます。

29 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対する支援を行い、介護予防を進めるために、庁内関係部局の連携のもと、KDBシステム[※]等のデータを活用し、医療・介護双方の視点から、医療専門職の介入・支援による通いの場等を活用した疾病予防・介護予防・健康づくりの一体的な実施を検討します。

※ KDBシステム・・・国保データベースシステムの略。国民健康保険団体連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

30 介護保険事業の円滑な実施のための体制

介護保険制度は、利用者自らが自分自身のニーズに合ったサービスを選択できる制度ですが、利用者が居宅介護支援事業者及び各介護サービス事業者等を選択する上で必要な情報を、利用者に対し提供する体制を引き続き取っていきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護サービス事業者はもとより、医療・保健・福祉などの関係機関、自治会や民生委員、ボランティア団体等との連携が重要であることから、これらの事業者・機関・団体等と連携を図っていきます。

サービス利用者からの苦情や相談に対応できる体制については、長崎市の窓口で対応を行うほか、長崎県や長崎県国民健康保険団体連合会と連携を取りながら利用者の支援を行い、問題の早期解決に努めます。

介護保険事業を円滑に運営していくために、広報活動を行い、介護保険制度の趣旨の普及啓発に努めます。

31 高齢者保健福祉サービスの全体調整等

これからの行政の役割として、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供するため、行政サテライト機能再編成に伴う総合事務所や医療・保健分野、まちづくり分野などの担当部局とも連携して庁内の横断的な体制を整えるとともに、各分野の関係機関や団体とも連携・調整などを行いながら、高齢者福祉サービス及び介護保険事業の実施主体として、高齢者の保健・医療・福祉全般にわたる総合調整機能を果たしていきます。

保健福祉サービスの利用状況等、援護を必要とする高齢者等に関する情報を共有できる「要援護者情報システム」の利用により、高齢者等に対する支援の効率化やサービス提供の迅速化を図っていきます。

社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会において、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況、実施状況について定期的な調査審議を行います。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、地域における関係団体等との連携に努めます。

ボランティア団体やNPO法人との情報の共有を図り、協働することで地域の多様な課題の解決に取り組んでいきます。